

特定非営利活動法人 芸術工房

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人芸術工房（以下「法人」という。）の会員に関する必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、定款第6条に規定するレギュラー会員又はアート会員になるため、同第7条の入会を行い、同第8条の会費を納入した会員に対し適用する。

2 この規程は、会員が退会し、又は会員の資格を喪失した場合は、その翌日よりその会員には適用しない。

(規則の遵守)

第3条 会員は、定款及びこの規程を遵守し、ともに協力し、活動しなければならない。

(会員証)

第4条 この法人は、会費を納入した会員に対し、納入事業年度用の会員証を発行する。

2 会員は、この法人の活動を行う場合は、常に会員証を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。

3 会員が法人を退会した場合、又は法人の会員の資格を喪失した場合は、法人に会員証を返却しなければならない。

(活動内容)

第5条 会員は、定款第5条第1項に規定する事業について、次の活動を行う。

- (1) この法人が主催する事業の運営
- (2) 行政及び芸術施設が主催する事業の協力、参加及び鑑賞、並びに施設の運営協力
- (3) 芸術団体やアーティストが主催する事業の協力、参加及び鑑賞
- (4) 子供達を対象とする事業の協力、参加及び鑑賞
- (5) 会費の納入、寄付、その他、この法人の運営に必要な活動

(活動計画)

第6条 理事長は、実施する事業ごとに担当理事を指名し、活動の項目、手順、時期及び活動担当者に関する活動計画を立案させる。

2 事業担当理事は、他の理事の意見や会員の希望を考慮して活動計画を立案し、理事長の承認を得た上で、会員及び活動関係者にそれを周知する。

(活動の実施、変更)

第7条 事業担当理事及び活動担当者は、前条の活動計画に基づいて活動を実施する。

2 事業担当理事は、活動計画の変更が必要な場合は、変更の内容について理事長に承認を得る。

(活動の報告、確認)

第8条 活動担当者は、活動の手順ごとに、活動の結果を事業担当理事に報告する。

2 事業担当理事は、活動の手順ごとに活動の結果を確認し、理事長に報告する。

(活動結果の情報公開)

第9条 事業担当理事は、ひとつの事業が完了するごとに、その結果情報を会員に公開する。

2 理事長は、会員が要求したときは、活動結果に関する詳細な情報を会員に閲覧させる。

(活動料金)

第10条 理事長は、第5条第2号から第4号に規定する活動を依頼された場合、その依頼者に対し、別に定める活動料金表の料金を提示して受注し、完了後に請求する。ただし、理事長が依頼者と書面をもって特別に取り決めた料金については、この限りではない。

2 前項に規定する活動料金表の項目と額は、理事会で別に定める。

(活動報酬)

第11条 理事長は、活動担当者に対し、別に定める活動報酬表の報酬を支払う。ただし、理事長がその会員と書面をもって特別に取り決めた報酬については、この限りではない。

2 前項に規定する活動報酬表の項目と額は、理事会で別に定める。

3 第1項において、会員の家族又は団体が担当した活動は、入会登録人数の範囲に限り、会員本人が活動したものとみなす。

(会員の特典)

第12条 会員は、この法人が取り扱う公演チケットを、6月から翌年5月までに購入する累計金額が次の式によって計算する購入限度額に達するまでは、10%引で購入することができる。ただし、同じ公演チケットを割引購入できる枚数は、入会登録人数以内とする。

レギュラー会員の購入限度額 $[3,000円 + 2,000円 \times (\text{入会登録人数} - 1)] \times \text{入会月数}$

アート会員の購入限度額 $[3,000円 + 1,000円 \times (\text{入会登録人数} - 1)] \times \text{入会月数}$

この式において、入会月数は、6月から翌年5月までに入会する月の数を表す。

2 会員は、前項に規定する特典を受けようとする場合は、会員証を提示しなければならない。

3 第1項に規定する割引額は、100円未満を切り捨てとし、公演チケット1枚につき500円を限度とする。

(会員通貨)

第13条 この法人は、活動を活性化するため、会員通貨を制定し、運用する。

2 会員通貨は紙幣方式とし、単位は「アーツ」とする。

3 会員通貨は、会員及びこの法人と契約した企業又は組織のみ使用することができる。

4 会員通貨の発行及び更新は、事務局が行う。

5 会員通貨の有効期限は、発行の翌々年の12月31日までとする。

6 会員通貨の換金はできない。

(会員通貨の発行)

第14条 この法人は、会費を納入したレギュラー会員に対し、その額に応じた会員通貨を発行する。

2 この法人は、法人運営に対する寄付金を寄付した会員に対し、その額に応じた会員通貨を発行する。

3 この法人は、第11条第1項に規定する活動報酬のうち、源泉徴収税を除いた金額の全部又は一部を会員通貨運用寄付金として寄付した会員に対し、その額に応じた会員通貨を発行する。

4 前3項に規定する会員通貨の額は、理事会で別に定める。

(会員通貨の利用)

第15条 会員及びその家族又は団体がこの法人に対し第5条第2号から第4号に規定する活動を依頼する場合、会員は、第10条第1項に規定する活動料金を、会員通貨で支払うことができる。

2 会員は、この法人が取り扱う公演チケットを、会員通貨で購入することができる。

3 前2項に規定する会員通貨の額は、理事会で別に定める。

(慶弔)

第16条 この法人は、会員の慶弔に関する事項を理事会で定め、会員に周知する。

(改廃)

第17条 この規程は、理事会の承認を得て改廃する。

附則

1 この規定は、平成18年6月1日から施行する。